視点

なぜ、子ども・子育て支援法は修正されたのか？

小田　豊

3月30日、国会に「子ども・子育て支援法」が上程されました。ところが、ご承知の通り当初保育所・幼稚園の機能を併せ持つ「子ども総合施設」の創設を柱とした法案から、従来通りの幼稚園・保育所を残しつつ財政支援や所管の窓口を一本化した「認定こども園」の拡充を基本とした法案に修正され、去る6月26日衆議院で可決されました。この「子ども・子育て支援法」は、なぜ、この短い期間に修正されなければならなかったのでしょうか。端的に考えるならば、複雑多様な社会を迎えて子ども・子育て支援のためには、家庭はもちろん、幼稚園、保育所、認定こども園という各々異なった機能と施設の存在は不可欠であり、それぞれの違った施設と機能を保護者が各々の生活に合わせ自由に選択することを大切にし、さらに、その選択を支えてきた各乳幼児保育・教育施設の存在と努力が認められたのです。

当初、提起された「子ども総合施設」の創設意図は、制度的に異なる保育所と幼稚園の壁を乗り越え、保育所の養護機能と幼稚園の教育機能を融合させ両者の共通部分をできるだけ活かしていこうとする考え方だったのですが、検討会議が進むにつれて従来から論議されてきた「幼保一元化」、つまり厚生労働省と文部科学省とに二元化された保育所、幼稚園の施設を含み、学校教育法と児童福祉法をも一元化するものと捉える向きになってきました。しかし、検討会議はそれとはまったく異なった課題を検討するために設置されたものでした。つまり、「幼保一体化」の問題は「子ども・子育て新システム検討会議」の中の一つであり、保育所と幼稚園に在籍する子ども問題だけでなく、現在3歳児未満児の8割近くは家庭で養育されており、その保護者への支援策も重要な課題として捉え、すべての子どもたちの健やかな育ちを支えていこうとするものだったからです。

修正以前の「子ども・子育て支援法」は、幼稚園と保育所の施設統合の色合いが強く、すべての乳幼児教育施設の統合化をも示唆し、各々の乳幼児教育施設が培ってきた機能や施設の役割を無為にする「子ども総合施設」が提案されていたのです。これでは、論議以前の問題だと考えられ、急ぎ、真の一体化理念を活かした「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）を創設、地域の子ども・子育て支援のための所要の措置を講ずる」ことを主目的とした法案に修正されたのです。子ども・子育て支援新システム会議が当初から求められていた本題に沿った形に戻り、修正動議案が短期間に合議に至ったことは当然の帰結だったのです。

本来、「子ども・子育て新システム会議」が新たに設けられた背景には、乳幼児期を含め子どもたちの「育ちの変化」と「家庭崩壊・地域崩壊」という現実がありました。修正された法案では、様々な子どもたちのおかれている状況等を背景に「子どもを社会全体で育てていく」子ども・子育てシステムの構築が期待され、実現されようとしています。そこでは、新たな制度とともに、養護と教育を一体化した「質の高い乳幼児期の保育・教育」の実現が最も重要です。たしかに制度化も大切なことですが、従来から求められている資質や専門性だけでなく、その専門性や資質を支える具体的な研修や学習の機会、それに見合う評価の在り方等々、真の子育てのプロとしての保育士・教師の再構築を急がなければならないのではないでしょうか。**(国立特別支援教育総合研究所理事長)**

子ども・子育て法案が可決・成立
参議院で19項目の附帯決議

8月10日

国会終盤の8月10日、社会保障と税の一体改革関連法案が、参議院特別委員会における可決を経て、参議院本会議で採決が行なわれ、民主・自民・公明3党などの賛成多数で可決・成立しました。これにより、子ども・子育て関連法案も成立し、今後、政省令の整備、財政措置の詳細の検討の段階へと進む見通しです。

全日私幼連では、香川会長を先頭に関係方面に対する懸命な折衝を連日にわたって続けてきました。その結果、情報特急便、私幼時報等ですでにお知らせしている通り、政府案に対する衆議院での大幅な修正案が参議院で審議され、参議院の採決にあたって、19項目の附帯決議が議決されました。特に、この附帯決議の内容は、全日私幼連が訴え続けてきた重要な課題にかかるものが多く含まれています。

▼施設型給付等については、幼保の公平性・整合性の確保を図るとともに、固定経費等に配慮し、定員規模や地域の状況など施設の状況を反映し得る機関補助的な要素を加味する▼地方公共団体が行う需要把握や認可・認定について、国として指針や基準を明確に示し、地方公共団体の運用の適性を確保する▼新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し向上させるものとする▼新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化と支援▼幼児期の特別支援教育の充実▼安心こども基金の期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、現行の幼稚園型認定こども園の認可外部分に安心こども基金が十分活用できるよう留意▼幼児教育・保育の無償化について検討を加え、当面、幼児教育にかかる利用者負担の軽減に努める▼施設型給付等の利用者負担は、幼保の整合性の確保に十分配慮する▼施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努める▼財源については、今後の各年度の予算編成において最大限の努力をする▼ワーク・ライフ・バランスの観点から国民の働き方の見直しを行なう、こと等の趣旨が盛り込まれました。

参議院における附帯決議は、今後も続く厳しい財政状況の中でも、政府がしっかりとした取り組みを行なうことを強く求めたものであり、かねてから強力に主張してきた幼児教育の充実・向上の重要性が、より一層明確にされたものとなりました。

全日私幼連では、今後も引き続き、政省令の検討、財政支援の詳細の検討や予算編成に至るまで、皆様のご協力をいただきながら、私立幼稚園が一丸となってあたっていけますことを願ってやみません。なお、今後の動向につきましては、引き続き、情報特急便や会議等でいち早くお知らせできるよう努めてまいります。

※参議院の附帯決議は3～6ページに掲載しました。

文科省

豪雨・暴風雨被害で事務連絡を発出

8月10日、文部科学省私学部私学助成課は、各都道府県私立学校主管部課へ事務連絡「平成24年6月8日から7月23日までの間の豪雨及び暴風雨により被災した私立学校施設の災害復旧について」を発出しました。事務連絡は7～9ページに掲載しました。

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

平成二十四年八月十日
参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。

二、施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。

三、施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとすること。

四、施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助（新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。）の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

五、保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること。

六、大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。

七、市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。

八、新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとすること。

九、現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。

十、特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。

十一、安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。

十二、新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

十三、施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとすること。

十四、施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとすること。

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今

回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとすること。

十六、放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。

十七、放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

十八、妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとすること。

十九、ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。

事　務　連　絡
平成２４年８月１０日

各都道府県私立学校主管部課　御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

平成２４年６月８日から７月２３日までの間の豪雨及び暴風雨により被災した私立学校施設の災害復旧について

平成２４年６月８日から７月２３日までの間の豪雨[※1]及び暴風雨[※2]による災害については、平成２４年８月１５日付けの政令によって私立学校施設災害復旧事業に対する補助が適用される予定です。

従来から、激甚災害により私立学校施設が被害を受けた場合、法令等により学校法人が行う災害復旧事業に対し補助を実施しているところであり、このたびの災害で被災した私立学校の災害復旧事業についても予算の範囲内において事業費の１／２を補助できることとなっております。

ついては、補助制度及び事務の流れ等を別紙のとおりまとめましたので、今後この補助事業の申請を予定されている場合は、特に下記の事項に留意いただくよう、お願いします。

なお、この補助事業の執行に係る事務については各都道府県にお願いしていることを申し添えます。

また、このことについて、所轄の学校法人に周知くださるようお願いします。

※１　豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。
※２　暴風雨とは、平成二十四年台風四号によるものをいう。

記

１．国の現地調査を待たず、事前着工を行うことが可能となっていますので、教育活動に支障が生じないように可能なものから速やかに適切な対応をとるとともに、適切な復旧方法により安全性を確保すること。（文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（以下、「調査要領」という。）第７参照）

２．現地調査前に事前着工する場合には、激甚災害によって被災していた事実を証明する被災直後の写真や関係資料が必要です。そのため、学校施設の被災直後の被害状況が復旧箇所ごとに証明できるような写真や関係資料等を復旧事業計画書を提出する前に予め保存しておくこと。（調査要領第８　１（２）、第９　１参照）

３．災害復旧事業に係る補助については、後日改めて依頼する通知を受け学校法人から提出していただく復旧事業計画書について当該事業が激甚災害による被害であるかどうか、また被災施設を原形に復旧するための費用であるか等について、原則として財務局の立会の上で現地調査等を行い、これらに該当するものに対して補助を行うこと。（調査要領第８　１（１）参照）

４．明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠ったことに基づいて生じたと認められる被害に係るものについては、補助の対象とならないこと。（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第３７条第１項但書参照）

５．補助対象経費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧することを前提に算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合においては、当該施設に代わるべき必要な施設を整備するものとして算出すること。（調査要領第４参照）

６．重大な被害を受けた学校施設等、復旧までに長期間を要するものは、上述の事業計画書の作成に向け復旧方法等の検討を行っておくこと。

７．校舎の新築復旧工事又は補修復旧工事完了までに長期間を要する見込みの場合、当該期間中の教室等の不足による授業の中断又は二部授業を避けるための応急仮設校舎についても私立学校の災害復旧事業の補助の対象となること。

＜問合せ先＞
文部科学省高等教育局私学部
私学助成課助成第一係（小暮、小笠原）
電話：03－5253－4111（内2545）
Fax　：03－6734－3396
mail：sigakujo@mext.go.jp

別紙２

私立学校施設の災害復旧補助事業に関する事務の流れについて

災　　　害　　　発　　　生

⇩

【学校法人】都道府県（大学法人は文部科学省）に被害報告（随時）

⇩

（平成２４年８月１５日）
「激甚災害」として指定する旨の政令公布予定

【今後の手続き】

【文部科学省】都道府県を通じ復旧事業計画書の提出を依頼

⇩

【都道府県】各校からとりまとめた復旧事業計画書を提出

⇩

【文部科学省】復旧事業計画の事前把握

⇩

【文部科学省】現地調査・補助金額の査定　※１

⇩

【文部科学省】調査報告書（現地調査終了後、随時）

⇩

【文部科学省】補助に必要な予算額の確定、補助金の交付

復旧工事の事前着手可
※２

※１ 復旧事業計画書をもとに、被災した学校に対し文部科学省担当者が地方財務局担当者の立会のもとで現地調査を行い、補助金額の査定を行う。

※２ 被災直後の被害状況が確認できる写真や関係資料等の保存が必要。

別紙１

私立学校施設災害復旧事業の概要

１．補助対象

地震、台風、集中豪雨などの大規模災害が発生し、当該災害が激甚災害（本激）に指定された場合には、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第１７条第１項において、被災した私立学校（私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学及び高等専門学校）における校舎等施設の復旧に要する工事費等に対して、国が補助することができる。

２．補 助 率

１／２以内

３．災害復旧事業の対象となる施設

①建　物

当該学校の使用に供されている建物（建物に附属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の附帯設備を含む。教員住宅は除く。）

②工作物

土地に固着している建物以外の工作物

（例：野球場バックネット、鉄棒、遊具、プール、自転車置場、温室等）

③土　地

学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設

（例：テニスコート、花壇（樹木を除く）、排水溝、法面等）

④設　備

校具、教材、教具、机、椅子等の物品（備品台帳に登載されているものに限る）

（例：机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具（テレビ、ビデオ、プロジェクター、スクリーン、スピーカー等）、コンピューター、サーバー、その他電子機器、学内ＬＡＮ装置、電位顕微鏡、各種質量分析装置、各種解析システム、工作機器、給食調理機械器具及び食器等並びに授業に用いる諸機械、車両及び用具（農業、農学及び畜産学等に関する学科に属する場合の動物を含む。）　等）

４．適用範囲

１校（園）あたりの災害復旧に要する工事費（３．①～④の施設の復旧費（以下同じ））が次の①かつ②に該当するもの。

①学校ごとの災害復旧に要する工事費

・　大　学	３００万円以上
・　短期大学	２４０万円以上
・　高等学校	２１０万円以上
・　小・中学校	１５０万円以上
・　特別支援学校	９０万円以上
・　幼稚園	６０万円以上

②いずれの学校種についても、復旧に要する工事費が、被災時の幼児、児童、生徒又は学生の数に７５０円を乗じた額以上のもの。

資料

避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について（別紙）

関係閣僚において、避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について、以下のとおり取りまとめた。今後この考え方を踏まえ、東京電力において賠償基準を公表することとなる。この賠償基準の考え方で示したもの以外に継続して検討することとなっている論点もあり、また今後、賠償基準として対応すべき具体的な問題点が明らかになる場合には、政府が関係市町村等と必要な調整を行い、最終的には東京電力が追加的な賠償基準を策定すること等によって対応する。

1．避難指示区域における各賠償項目の考え方

（1）不動産（住宅・宅地）に対する賠償

【基本的な考え方】①帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償する。

※居住制限区域・避難指示解除準備区域において、避難指示の解除時期に応じた割合分は以下のとおり。事故時点から6年経過以降：全損、5年：6分の5、4年：6分の4、3年：半額（6分の3）、2年：6分の2

②解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を行うこととする。

※解除の見込み時期は、市町村の決定があればそれを踏まえて決定することとしているが、事前に特別な決定がない場合は、居住制限区域であれば事故時点から3年、避難指示解除準備区域であれば事故時点から2年を標準とする。

【事故発生前の価値の算定】①土地／宅地については、固定資産税評価額に1・43倍の補正係数をかけて事故前の時価相当額を算定する。

②建物／住宅については、固定資産税評価額を元に算定する方法と、建築着工統計に基づく平均新築単価を元に算定する方法を基本とし、個別評価も可能とする。

（ア）固定資産税評価額に補正係数をかけて事故前価値を算定する方法

1．当該不動産が新築であると仮定した場合の時価相当額を算定する。Aまず、事故前の固定資産税評価額を元に経年減点補正率（減価償却分）を割り戻して、当該建物の新築時点での固定資産税評価額を算定する。B次に、Aで算定した固定資産税評価額と新築時点での時価相当額との調整を行うため1・7倍の補正係数をかける。Cさらに、新築時点と現在との物価変動幅を調整するため、それぞれの建築年に応じた補正係数をかける。

2．その上で、公共用地の収用時の耐用年数（木造住宅の場合は48年）を基準とし、定額法による減価償却を行い、築年数に応じた事故発生前の価値を算定する。また、残存価値には20％の下限を設ける。

3．外構・庭木については1で算定した時価相当額の15％として価値を推定しつつ、そのうち庭木分として5％は経年による償却を行わないこととする。

（イ）建築着工統計による平均新築単価から事故前価値を算定する方法

1．建物の居住部分については、建築着工統計における福島県の木造住宅の直近の平均新築単価をもとに、（ア）と同じ減価償却、残存価値の下限、外構・庭木の評価を適用して、事故発生前の価値を算定する。

2．その際、築年数が48年以上経過した建物の居住部分については、最低賠償単価（約13・6万円／坪）を適用する。

（ウ）個別評価／土地・建物について、様々な事情により、（ア）や（イ）の算定方法が適用できない場合には、別途個別評価を行う。その際、契約書等から実際の取得価格を確認し賠償額の算定に用いる方法なども検討する。

③住宅の修復費用等／住宅について、早期に修繕等を行いたいという要望も強いことから、基準公表後、建物の賠償の一部前払いとして、建物の床面積に応じた修復費用等を速やかに先行払いすることとする。

※具体的には、個人所有の建物について、当該床面積に比例した金額

（1㎡当たり1・4万円）を支払うこととする。

【事業用の不動産等の賠償】事業用不動産や償却資産、田畑、森林等については、その収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて、資産価値についても別途賠償を行うこととするが、適切な評価方法については継続して検討する。

（2）家財に対する賠償

①家族構成に応じて算定した定額の賠償とし、帰還困難区域は、避難指示期間中の立入などの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等から、居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定とする。

※なお、居住制限区域・避難指示解除準備区域は立入回数がより多くなるという前提で、立入に要する費用を算定し、一括払いを行う。

②損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能とする。

（3）営業損害・就労不能損害に対する賠償

①営業損害、就労不能損害の一括払い／従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意する。（ア）農林業：5年分（イ）その他の業種：3年分※2 （ウ）給与所得：2年分※3

※2 一括払いの算定期間は2012年3月分から2015年2月分まで。ただし、2012年3月～6月分について既に支払われたか、又は支払われる予定の額があるときには、その額を除いた額とする。

※3 一括払いの算定期間は2012年3月分から2014年2月分まで。ただし、2012年3月～5月について支払われた、又は支払われる予定の額があるときには、その額を控除した額とする。

②営業・就労再開等による収入は差し引かず／営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就労再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。

③事業再開費用等／帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払いの対象期間終了後の風評被害等についても別途賠償の対象とする。

（4）精神的損害に対する賠償

①2012年6月以降の精神的損害について、帰還困難区域で600万円、居住制限区域で240万円（2年分）、避難指示解除準備区域で120万円（1年分）を標準とし、一括払いを行う。②居住制限区域、避難指示解除準備区域について、解除の見込み時期が①の標準期間を超える場合には、解除見込み時期に応じた期間分の一括払いを行う。その上で、実際の解除時期が標準の期間や解除の見込み時期を超えた場合は超過分の期間について追加的に賠償を行うこととする。

2．旧緊急時避難準備区域等における賠償の方針

（1）住宅等の補修・清掃費用／住宅等の補修・清掃に要する費用として、30万円の定額の賠償を行うこととし、これを上回る場合は実損額に基づき賠償するものとする。

（2）精神的損害・避難費用等の賠償／中学生以下の年少者の精神的損害について月額5万円として2013年3月分まで継続するとともに、全住民について、通院交通費等生活費の増加分として、2013年3月分までを一括して一人当たり20万円を支払うこととする。

（3）営業損害・就労不能損害の賠償／営業損害については、2013年12月分まで、就労不能損害（勤務先が避難指示区域外の場合）については、2012年12月分まで継続するとともに、一括払いの選択肢を用意する。また、一括払いの算定期間中の追加的な収入については賠償金から控除しない。

（4）早期帰還者等への精神的損害の賠償／早期帰還者・滞在者については、避難継続者との賠償の差異を解消する観点から、遡って支払いを行う。

（5）旧屋内退避区域等への対応／旧屋内退避区域及び南相馬市の一部については、避難継続者に対して2011年9月末まで精神的損害の賠償金が支払われていたことから、早期帰還者及び滞在者に対してもその間の精神的損害の賠償について遡って支払いを行う。また、家屋の賠償、営業損害等についても、旧緊急時避難準備区域の考え方に準じた扱いとする。

第3回幼児教育実践学会開かれる

平成24年８月23・24日

去る8月23日・24日、東京都板橋区・東京家政大学（板橋キャンパス）において、㈶全日私幼研究機構の第3回幼児教育実践学会が、「広く、深く、ていねいに保育の質を考える～保育臨床の視点を大切にする研修と研究を進めよう」をテーマに開催され、全国から約400人が参加しました。開会にあたって、安家周一㈶全日私幼研究機構副理事長からあいさつがあり、続いて今回の学会にご協力いただいた東京家政大学教授の大澤力先生からごあいさついただきました。次に、平成23年度・優秀教員表彰の表彰式が行なわれました。被表彰者は次の通りです。小林愛子（宗教法人戸山幼稚園主任教諭・東京都）、保坂えみ（学校法人慶明学園慶明幼稚園主任教諭・山梨県）、森田志津代（学校法人津田学園津田三滝幼稚園園長・三重県）、幸田瑞穂（湊川短期大学附属北摂中央幼稚園主任教諭・兵庫県）、茂崎扶美代（学校法人原学園白うめ幼稚園主任教諭・徳島県）、溝口恭子（学校法人溝口学園西照寺みのり幼稚園主任教諭・福岡県）、吉田江津子（学校法人真観学園霧ヶ丘幼稚園主任教諭・福岡県）西牟田久美子（学校法人時任学園太陽の子幼稚園主幹教諭・鹿児島県）

幼児教育実践学会の主な内容は次の通りです。詳細につきましては次号でお知らせする予定です。

○1日目／▼基調講演「『保育を振り返るためのエピソード記述』～保育の質の向上を目指して」講師：鯨岡峻・中京大学教授▼学会企画シンポジウム①自園の事例研究の在り方～日常のケース会議から」【事例報告】瀧澤花恵・ちぐさ幼稚園教諭（群馬県）、大塚恵理・ちぐさ幼稚園教諭（群馬県）、丸山由希子・須賀白百合幼稚園主任教諭（埼玉県）【アドバイザー】岡健・大妻女子大学家政学部児童学科教授

○2日目／▼口頭発表1～13▼ポスター発表▼学会企画ワークショップ「思いを出し合える、分かち合える園内の関係づくり～ファシリテーターとしての役割」秦賢志・浜幼稚園ディレクター▼学会企画シンポジウム②「保育の質～広く、深く、ていねいに」【パネリスト】黒田秀樹・研究研修副委員長、加藤篤彦・研究研修委員、濱名浩・研究研修委員、乾盛夫・研究研修委員【コーディネーター】四ツ釜雅彦・研究研修副委員長

＊「OECD報告」は今号はお休みします。

児童福祉週間　標語募集

厚生労働省では、子どもや家庭、子どもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から一週間を児童福祉週間と定め、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業等を行なっています。この児童福祉週間の平成25年度の標語を募集しています。詳しくはホームページをご覧ください。
http://www.kodomomiraizaidan.or.jp/

平成24年度学校基本調査速報

平成24年度学校基本調査速報（平成24年5月1日現在）が8月に公表されました。幼稚園関係の概要は次のとおりです。

①園数は、前年度より128園減（公立99園減、私立29園減）の1万3171園となっています。

②学級数は、7万565学級で、前年度より27学級増加しています。

③教員数（本務者）は11万840人（男子7418人、女子10万3422人）で、前年度より438人増加しています。また、本務教員一人当たりの園児数は14・5人で前年度と同数です。

④園児数は、8047人増の160万4217人（男子81万3668人、女子79万549人）となっています。一学級当たりの園児数は22・7人で、前年度より0.1人増加しています。

私立幼稚園の園児数は、前年度から1万1152人増加し131万4955人でした。これを年齢別に見ると、5歳児については1万2559人増の45万9594人、4歳児については、4199人減の45万7570人、3歳児については、988人減の39万7791人となっています。5歳児就園率（小学校第一学年の児童数に占める幼稚園修了者数の割合）は、全国平均で対前年度比0.6ポイント減の55・1%となっています。設置者別の幼稚園数の割合は、国立が0.4%、公立が37・4%、私立が62・2%となっています。

また、設置者別の園児数の割合は、国立が0.4%、公立が17・7%、私立が82・0%となっています。

満3歳児については入園状況を把握するため、3歳児の在園者数を「本年度入園」と「前年度間入園」に分けて、更に「本年度入園」を調査日までに満3歳児入園した者と3歳児入園した者に分けて調査しています。これにより、満3歳児として入園し、引き続き在園している園児数（前年度の満3歳児入園数の実績に近い数）をまとめています。

調査結果によると平成24年度においては、「前年度間入園」は4万3160人で、本年度3歳児園児数の9.8%でした。また、平成24年度において5月1日までの間に5227人の園児が満3歳児入園しています。

（幼児教育課）

文部科学省人事異動

8月1日

8月1日、文部科学省は人事異動を発令しました。尾﨑春樹大臣官房審議官（初中局担当）が国立教育政策研究所長に就任。後任には、高橋道和氏（大臣官房会計課長）が就任。大臣官房会計課長には、義本博司氏（高等教育局高等教育企画課長）が就任。また、勝野頼彦高等教育局私学部私学行政課長が国立教育政策研究所教育課程研究センター長に就任。後任には、森晃憲氏（初中局教科書課長）が就任。千原由幸初中局特別支援教育課長が大臣官房付となり、後任には、大山真未氏（科学技術・学術政策局科学技術・学術戦略官）が就任されました。

11月は児童虐待防止推進月間です

厚生労働省は、平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動、オレンジリボン・キャンペーンの推進、シンポジウムの開催、電話相談などの相談援助活動などを実施しています。

○平成24年度学校基本調査速報概要

幼稚園の現状

区分		全体 総数	全体 割合	国立 総数	国立 割合	公立 総数	公立 割合	私立 総数	私立 割合
幼稚園数		13,171	100.0%	49	0.4%	4,925	37.4%	8,197	62.2%
学級数		70,565	100.0%	231	0.3%	14,736	20.9%	55,598	78.8%
園児数	3歳児	442,533	100.0%	1,291	0.3%	43,451	9.8%	397,791	89.9%
園児数	うち満3歳児	43,160	100.0%	0	−	321	0.7%	42,839	99.3%
園児数	4歳児	566,944	100.0%	2,317	0.4%	107,057	18.9%	457,570	80.7%
園児数	5歳児	594,740	100.0%	2,322	0.4%	132,824	22.3%	459,594	77.3%
園児数	計	1,604,217	100.0%	5,930	0.4%	283,332	17.7%	1,314,955	82.0%
本務教員数		110,840	100.0%	354	0.3%	23,776	21.5%	86,710	78.2%

出典：文部科学省「平成24年度学校基本調査速報」（平成24年5月1日現在）
※　満3歳児の園児数は、前年度間に入園した平成20年4月2日〜21年4月1日生まれの園児数である。

幼稚園の園数等の推移

区分	幼稚園数（A）	うち私立幼稚園数	在園児数 計（B）	3歳児	4歳児	5歳児	うち私立幼稚園の在園児数	教員数（本務者）（C）	本務教員1人あたり在園児数（B／C）	幼稚園修了者数	小学校第一学年児童数に対する幼稚園修了者数の比率
年度	園	園	人	人	人	人	人	人	人	人	%
昭和30	5,426	3,501	643,683	11,980	115,947	515,756	402,728	24,983	25.8	500,141	20.1
40	8,551	5,382	1,137,733	46,488	393,415	697,830	836,953	45,193	25.2	666,658	41.3
50	13,106	7,796	2,292,591	131,002	943,457	1,218,132	1,721,870	85,680	26.8	1,209,152	64.0
60	15,220	8,903	2,067,951	210,662	821,145	1,036,144	1,556,881	98,455	21.0	1,032,892	63.6
平成元	15,080	8,793	2,037,614	259,051	816,143	962,420	1,576,909	100,407	20.3	961,842	64.0
2	15,076	8,785	2,007,964	275,201	795,056	937,707	1,568,141	100,935	19.9	961,842	64.0
3	15,041	8,769	1,977,611	300,242	774,127	903,242	1,560,274	101,493	19.5	937,880	64.0
4	15,006	8,737	1,948,868	323,776	753,856	871,236	1,551,042	102,279	19.1	903,948	64.1
5	14,958	8,704	1,907,110	322,763	741,745	842,602	1,520,513	102,828	18.5	872,061	63.8
6	14,901	8,657	1,852,183	326,610	703,245	822,328	1,474,661	103,014	18.0	841,978	63.5
7	14,856	8,639	1,808,432	341,515	689,807	777,110	1,439,992	102,992	17.6	822,209	63.2
8	14,790	8,601	1,798,051	346,675	693,668	757,708	1,431,056	103,518	17.4	777,675	62.8
9	14,690	8,556	1,789,523	350,401	682,115	757,007	1,422,090	103,839	17.2	785,467	62.5
10	14,603	8,524	1,786,129	371,308	673,089	741,732	1,419,452	104,687	17.1	757,660	62.3
11	14,527	8,497	1,778,286	358,093	691,828	728,365	1,410,817	105,048	16.9	741,362	61.6
12	14,451	8,479	1,773,682	370,237	656,806	746,639	1,402,942	106,067	16.7	728,334	61.1
13	14,375	8,443	1,753,422	381,798	664,732	706,892	1,385,641	106,703	16.4	747,154	60.6
14	14,279	8,410	1,769,096	398,626	657,316	713,154	1,399,011	108,051	16.4	707,642	59.9
15	14,174	8,389	1,760,494	400,243	658,631	701,620	1,392,640	108,822	16.2	712,935	59.3
16	14,061	8,363	1,753,393	410,228	642,804	700,361	1,389,997	109,806	16.0	702,255	58.9
17	13,949	8,354	1,738,766	420,343	637,554	680,869	1,383,249	110,393	15.8	700,745	58.4
18	13,835	8,317	1,726,520	423,770	629,348	673,402	1,377,688	110,807	15.6	682,082	57.7
19	13,723	8,292	1,705,402	428,928	613,556	662,918	1,367,723	111,239	15.3	672,925	57.2
20	13,626	8,276	1,674,172	427,148	602,112	644,912	1,349,247	111,228	15.0	662,911	56.7
21	13,516	8,261	1,630,336	415,991	584,228	630,117	1,318,006	110,692	14.7	644,771	56.4
22	13,392	8,236	1,605,912	435,457	559,513	610,942	1,304,966	110,580	14.5	631,221	56.2
23	13,299	8,226	1,596,170	443,750	570,750	581,670	1,303,803	110,402	14.5	611,036	55.7
24	13,171	8,197	1,604,217	442,533	566,944	594,740	1,314,955	110,840	14.5	584,395	55.1

注1）出典：文部科学省「学校基本調査」。平成24年度は「速報値」。3歳児には満3歳児入園を含む。
注2）数値は、各年度5月1日現在。

３歳児教育の普及状況の推移

区　　分	幼　稚　園　数				在　園　児　数				３ 歳 児 在 園 児 数			
	計	国 立	公 立	私 立	計	国 立	公　立	私　　立	計	国 立	公 立	私　　立
昭和60年度	15,220	48	6,269	8,903	2,067,951	6,609	504,461	1,556,881	210,662	988	4,645	205,029
61	15,189	48	6,267	8,874	2,018,523	6,593	481,109	1,530,821	222,677	985	4,974	216,718
62	15,156	48	6,263	8,845	2,016,224	6,600	470,454	1,539,170	232,398	999	5,563	225,836
63	15,115	48	6,251	8,816	2,041,820	6,606	467,611	1,567,603	246,770	1,000	5,594	240,176
平成元年度	15,080	48	6,239	8,793	2,037,614	6,557	454,148	1,576,909	259,051	980	5,738	252,333
2	15,076	48	6,243	8,785	2,007,964	6,581	433,242	1,568,141	275,201	981	5,625	268,595
3	15,041	48	6,224	8,769	1,977,611	6,630	410,707	1,560,274	300,242	983	6,096	293,163
4	15,006	49	6,220	8,737	1,948,868	6,613	391,213	1,551,042	323,776	1,032	7,037	315,707
5	14,958	49	6,205	8,704	1,907,110	6,740	379,857	1,520,513	322,763	1,102	8,424	313,237
6	14,901	49	6,195	8,657	1,852,183	6,786	370,736	1,474,661	326,610	1,119	10,838	314,653
7	14,856	49	6,168	8,639	1,808,432	6,778	361,662	1,439,992	341,515	1,120	13,236	327,159
8	14,790	49	6,140	8,601	1,798,051	6,827	360,168	1,431,056	346,675	1,124	15,784	329,767
9	14,690	49	6,085	8,556	1,789,523	6,803	360,630	1,422,090	350,401	1,132	17,957	331,312
10	14,603	49	6,030	8,524	1,786,129	6,823	359,854	1,419,452	371,308	1,167	21,339	348,802
11	14,527	49	5,981	8,497	1,778,286	6,911	360,558	1,410,817	358,093	1,181	23,804	333,108
12	14,451	49	5,923	8,479	1,773,682	6,889	363,851	1,402,942	370,237	1,207	28,131	340,899
13	14,375	49	5,883	8,443	1,753,422	6,819	360,962	1,385,641	381,798	1,188	33,270	347,340
14	14,279	49	5,820	8,410	1,769,096	6,804	363,281	1,399,011	398,626	1,203	36,867	360,556
15	14,174	49	5,736	8,389	1,760,494	6,718	361,136	1,392,640	400,243	1,229	39,307	359,707
16	14,061	49	5,649	8,363	1,753,393	6,626	356,770	1,389,997	410,228	1,210	41,311	367,707
17	13,949	49	5,546	8,354	1,738,766	6,572	348,945	1,383,249	420,343	1,217	42,800	376,326
18	13,835	49	5,469	8,317	1,726,520	6,531	342,301	1,377,688	423,770	1,237	43,082	379,451
19	13,723	49	5,382	8,292	1,705,402	6,457	331,222	1,367,723	428,928	1,270	42,987	384,677
20	13,626	49	5,301	8,276	1,674,172	6,374	318,551	1,349,247	427,148	1,265	42,702	383,181
21	13,516	49	5,206	8,261	1,630,336	6,315	306,015	1,318,006	415,991	1,278	42,104	372,609
22	13,392	49	5,107	8,236	1,605,912	6,215	294,731	1,304,966	435,457	1,310	43,436	390,711
23	13,299	49	5,024	8,226	1,596,170	6,044	286,323	1,303,803	443,750	1,308	43,663	398,779
24	13,171	49	4,925	8,197	1,604,217	5,930	283,332	1,314,955	442,533	1,291	43,451	397,791

注１）出典：文部科学省「学校基本調査」。平成 24 年度は「速報値」。３歳児には満３歳児入園を含む。
注２）数値は、各年度５月１日現在。

幼　稚　園　の　現　状

（平成 24 年 5 月 1 日現在「学校基本調査速報」）

在園児数（2）			教員数（本務者）				小学校第一学年児童数（A）	幼稚園修了者数（H24.3）(B)	就園率（B／A）
左記のうち前年度間入園（内数）	4歳	5歳	計	国立	公立	私立			
2,260	23,380	24,454	5,025	10	518	4,497	41,168	24,209	58.8%
743	2,955	3,156	780	7	36	737	10,298	3,300	32.0%
682	4,335	4,552	935	7	257	671	10,250	4,363	42.6%
631	12,687	13,005	2,327	7	517	1,803	19,147	12,778	66.7%
406	2,720	2,918	703	10	96	597	7,595	2,960	39.0%
684	4,182	4,346	999	8	87	904	9,377	4,222	45.0%
806	9,551	10,320	2,159	4	795	1,360	15,613	10,662	68.3%
1,145	14,350	15,190	2,741	8	865	1,868	24,915	14,976	60.1%
2,039	10,634	10,736	2,529	9	28	2,492	17,460	10,743	61.5%
1,261	7,337	7,559	1,806	9	508	1,289	17,273	7,573	43.8%
912	41,140	42,144	7,120	5	315	6,800	61,023	40,957	67.1%
784	34,154	35,196	5,579	7	771	4,801	51,839	34,635	66.8%
1,372	60,338	60,501	10,706	24	848	9,834	94,116	57,672	61.3%
669	52,233	52,676	8,338	0	267	8,071	75,652	52,057	68.8%
1,004	5,205	5,487	1,410	11	234	1,165	18,638	5,279	28.3%
568	2,391	2,555	647	8	140	499	9,034	2,531	28.0%
818	2,774	2,752	711	8	32	671	9,949	2,647	26.6%
469	1,657	2,115	486	7	171	308	7,132	2,155	30.2%
215	2,322	2,328	600	6	28	566	7,213	2,381	33.0%
385	4,478	4,494	1,047	7	84	956	18,665	4,417	23.7%
1,229	7,462	8,656	1,865	0	540	1,325	18,209	8,436	46.3%
1,730	21,204	21,121	4,398	7	1,680	2,711	32,151	20,597	64.1%
2,827	33,570	33,090	5,681	6	750	4,925	67,166	32,097	47.8%
525	7,060	7,755	1,685	7	943	735	15,841	7,612	48.1%
31	7,264	7,561	1,750	8	1,431	311	13,350	7,347	55.0%
832	10,209	10,503	2,237	7	357	1,873	21,651	10,510	48.5%
1,348	44,448	45,186	7,629	9	1,900	5,720	72,921	44,714	61.3%
1,066	27,317	30,011	4,891	14	1,977	2,900	48,180	29,756	61.8%
178	6,670	6,906	1,452	17	977	458	11,708	6,960	59.4%
526	2,850	3,066	716	0	276	440	7,897	3,094	39.2%
433	1,396	1,479	423	6	34	383	5,031	1,591	31.6%
49	1,559	1,803	531	7	451	73	5,690	1,737	30.5%
369	7,887	8,273	1,536	9	1,161	366	16,815	8,104	48.2%
1,259	11,983	11,995	2,293	12	355	1,926	24,832	11,985	48.3%
987	5,878	5,832	1,224	7	209	1,008	11,484	5,822	50.7%
52	3,196	4,016	807	9	665	133	5,942	3,923	66.0%
426	4,969	5,154	1,188	7	801	380	8,594	5,183	60.3%
1,140	6,322	6,410	1,369	7	321	1,041	11,440	6,287	55.0%
214	1,538	1,576	424	7	126	291	5,814	1,500	25.8%
3,821	24,036	23,471	4,768	5	315	4,448	44,059	22,930	52.0%
876	3,195	3,243	741	6	70	665	7,677	3,201	41.7%
1,096	5,059	5,350	1,219	7	137	1,075	12,047	5,274	43.8%
1,143	5,599	5,608	1,106	7	181	918	15,810	5,537	35.0%
377	3,904	6,019	999	8	388	603	9,842	6,035	61.3%
1,063	3,634	3,674	793	8	43	742	9,884	3,568	36.1%
1,477	6,772	7,307	1,324	5	221	1,098	14,827	7,155	48.3%
233	3,140	13,191	1,143	0	870	273	16,076	12,923	80.4%
43,160	566,944	594,740	110,840	354	23,776	86,710	1,061,295	584,395	55.1%

都　道　府　県　別

区　分		幼稚園数				在園児数（1）				
		計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	3歳
1	北海道	558	2	80	476	65,725	113	3,642	61,970	17,891
2	青森	122	1	9	112	8,602	89	239	8,274	2,491
3	岩手	142	1	57	84	12,287	142	2,434	9,711	3,400
4	宮城	290	1	105	184	33,070	159	5,080	27,831	7,378
5	秋田	93	1	19	73	7,790	141	917	6,732	2,152
6	山形	109	1	18	90	11,777	100	1,002	10,675	3,249
7	福島	351	1	201	149	25,283	71	8,646	16,566	5,412
8	茨城	368	1	171	196	39,388	141	10,398	28,849	9,848
9	栃木	198	1	5	192	30,973	157	325	30,491	9,603
10	群馬	209	1	83	125	21,895	138	5,914	15,843	6,999
11	埼玉	627	1	61	565	115,352	90	4,438	110,824	32,068
12	千葉	572	1	143	428	95,758	159	10,603	84,996	26,408
13	東京	1042	2	190	850	173,609	379	13,884	159,346	52,770
14	神奈川	728	0	56	672	143,312	0	4,012	139,300	38,403
15	新潟	156	2	41	113	15,585	128	2,619	12,838	4,893
16	富山	92	1	32	59	7,229	106	1,590	5,533	2,283
17	石川	73	1	7	65	8,192	128	207	7,857	2,666
18	福井	125	1	91	33	5,242	104	2,193	2,945	1,470
19	山梨	74	1	4	69	6,771	98	301	6,372	2,121
20	長野	118	1	12	105	13,302	105	798	12,399	4,330
21	岐阜	188	0	82	106	23,403	0	4,564	18,839	7,285
22	静岡	511	1	266	244	62,201	127	21,578	40,496	19,876
23	愛知	522	1	92	429	98,895	148	10,976	87,771	32,235
24	三重	258	1	195	62	20,096	129	9,076	10,891	5,281
25	滋賀	194	1	162	31	19,674	159	15,773	3,742	4,849
26	京都	229	1	67	161	29,602	140	4,310	25,152	8,890
27	大阪	780	1	346	433	120,743	148	25,617	94,978	31,109
28	兵庫	709	2	459	248	71,564	249	25,076	46,239	14,236
29	奈良	203	2	158	43	17,774	291	11,347	6,136	4,198
30	和歌山	106	0	60	46	8,478	0	2,424	6,054	2,562
31	鳥取	37	1	8	28	4,117	91	247	3,779	1,242
32	島根	111	1	93	17	4,620	76	3,962	582	1,258
33	岡山	330	1	295	34	19,884	144	14,147	5,593	3,724
34	広島	317	2	109	206	33,841	203	4,049	29,589	9,863
35	山口	203	1	60	142	16,507	116	2,226	14,165	4,797
36	徳島	209	1	196	12	7,756	138	6,172	1,446	544
37	香川	175	1	139	35	14,498	144	8,851	5,503	4,375
38	愛媛	185	1	77	107	18,396	138	3,341	14,917	5,664
39	高知	59	1	27	31	4,452	134	1,029	3,289	1,338
40	福岡	490	1	62	427	67,329	82	4,186	63,061	19,822
41	佐賀	107	1	12	94	9,368	83	828	8,457	2,930
42	長崎	178	1	45	132	14,043	144	1,630	12,269	3,634
43	熊本	148	1	35	112	16,069	117	2,304	13,648	4,862
44	大分	220	1	146	73	12,544	157	3,821	8,566	2,621
45	宮崎	135	1	17	117	10,221	140	471	9,610	2,913
46	鹿児島	244	1	91	152	19,276	84	2,617	16,575	5,197
47	沖縄	276	0	241	35	17,724	0	13,468	4,256	1,393
総計	（全国）	13,171	49	4,925	8,197	1,604,217	5,930	283,332	1,314,955	442,533

※前年度間入園の在園児数は、平成23年度間に満3歳児入園した人数である。
※出典：平成24年度学校基本調査速報（平成24年5月1日現在）

カウンセリングマインドと幼児教育の未来

間藤　侑
新潟大学名誉教授

　昭和39年施行の幼稚園教育要領が四半世紀ぶりに改訂され、平成元年に新教育要領として発足した時、私はたまたま文部省の教育課程審議会委員として関わりました。しかし審議会というのは一般社会向けの顔でしかなく、実際の具体的改訂作業の中心は「協力者会議」だということを知ります。その15人の幼稚園部会の協力者会議メンバーを見て本当に驚きます。まず日本の臨床心理学を築かれ、後に文化庁長官もされた河合隼雄先生をトップに、臨床心理学の専門家中心の学者群が半数以上。幼稚園関係者が数名という構成です。この時の教科調査官の一人、友人でもある岸井勇雄氏に私の驚きを話しますと、何としても河合先生の力を借りて新しい幼児教育の理念を確立したく、懸命にお願いしたとの打ち明け話を聴き、深く納得。ただこのメンバーは非公開的だったようです。河合氏を中心にまとめられた新教育要領の精神は、倉橋惣三の精神を基本として発足したと言われる日本の幼児教育の、基本的理念を尊重し生かしつつ、さらに新しい心理臨床的な精神を盛り込んだ画期的な提言としてまとめられていました。それは、今も変わらない価値を持っていると思います。

　多分このご経験をきっかけに河合先生は、その後幼児教育と心理臨床との関係を強く意識されたのではないかと推測します。ある年の日本心理臨床学会と日本保育学会が同じ頃に開催され、その両学会の基調講演が河合先生で、しかも興味深いことに、その講演内容はほとんど同じでした。この時代、この両学会に所属する人は多分ごく少数だったと思いますが、そこからも、私は両者の深い関係を一層強く確信します。

　しかし、こんな背景のもとに創られた新教育要領でしたが、残念ながら最後に卓上に運び込まれた料理は、大きな骨は柔らかく煮込まれ、淡白でもの足りない味付けに変わっていました。当時の教科調査官の一人野村睦子さんは、ご自分もワクワクするほどだった内容が、省内の事情で少しずつ後退していく実態を、心から残念そうに漏らされたことも何回かあります。ただ、この時の協力者会議の基本的精神は、簡単に消えることは無く受け継がれている気もします。この平成元年の新教育要領の5年後に、文部省は突然のように「カウンセリングマインド」という言葉を登場させ、その大切さ必要性を、特に園長・主任クラスの研修会資料に盛り込みます。

　ところで、カウンセリングもマインドも、それぞれ独自の意味をもつ英語ですが、「カウンセリングマインド」は英語辞典にありません。知能指数の「指数」が、正しい英語訳でないのに見事に日本語であると同様、カウンセリングマインドも日本語なのです。

　私が初めてカウンセリングマインドという言葉を文章の中に使ったのは、平成6年の新潟大学附属幼稚園研究紀要でした。「臨床的構えでフォローし支える」という総論の中で、「カウンセリングマインド」という章から始め、次の「（心理）臨床的構えまたはカウンセリングマインドの基本的特徴」という章に続けています。この基本的特徴を実践的に捉えるキーワードも、「経験と体験の峻別」理論、フォローとサポート、臨床的な構えなど、約10項目にわたって解説しています。ここでは字数の関係で省略しますが、大切なことは、「カウンセリングマインド」は決して抽象的なイメージやスローガンではなく、心理臨床理論と同様に、実践的で具体的な技法としてトレーニングできます。また、幼児教育が遊びを中心とする限り、それを技法としてはっきり確認することも、こんな時代こそ大切だと今強く感じます。

　2年半の長いお付き合い、ありがとうございました。

（間藤侑先生の連載は今回で終わります）

岩手県からのおたより

〝いつも〟の幼稚園に

3・11の大震災後、全国の皆様からたくさんのご支援をいただき、岩手県内の被災園では「いつもの幼稚園に戻ること」（全日私幼研究機構編集ＤＶＤ・２０１１年岩手県大槌町）を目指して歩みを続けてきました。

先生と子どもたちの笑顔が溢れる、「いつも」の日常生活がいかにありがたいことなのでしょうか。

あらためて幼稚園の教育は園と家庭との信頼関係があって初めてその真価を発揮すること、地域における幼児教育の中核である幼稚園の役割を痛感しています。

復興への課題に加え、いま幼稚園には多様な役割が求められ、現場は日々多忙の中にあります。

しかし、目の前の子どもたちと毎日繰り広げられる保育を〝もっと良いものにしたい・質を高めたい〟、このことはいつも変わらずに願い求めてきたことです。今年度も県内の6地区では、それぞれ工夫をしながら研修の機会を設け頑張っています。

7月末には、県内の先生方が一堂に集まって「第1回教員研修大会」で学び合いの時を持ちました。何より、共に学び合い支え合う仲間の存在とつながりを感じ合える研修会が大きな励みです。

昨年度は中止となった第26回東北地区教員研修大会（岩手大会）でしたが、あらためて平成25年度盛岡市での開催に向けて準備を始めたところです。

また、㈶全日本私立幼稚園幼児教育研究機構の第3回実践学会では岩手県からも口頭発表に参加。これからも教員間の絆を大切にしながら資質向上をめざして頑張っていきたいと願っています。

（岩手県私立幼稚園連合会副会長、教育研究委員長、盛岡市・聖パウロ幼稚園／坂水かよ）

岩手県メモ
面積：15,278.89km²
県の鳥：キジ
県の木：ナンブアカマツ
県の花：キリ
県の魚：南部さけ

熊本県からのおたより

教員登録試験

昨年の全日私幼連設置者・園長全国研修大会の際は、大勢の先生方にお越しいただきありがとうございました。火の国熊本を堪能いただけたでしょうか。公益法人制度改正に伴い、本連合会も一般社団への移行作業を進めています。独立性の高い、社会変化に柔軟かつ迅速に対応できる団体を目指しています。

現在、新採教諭の確保と育成が喫緊の課題となっているのは、各県共通の問題かと存じます。本連合会では、昭和63年より熊本県私立幼稚園教員登録試験を開始し、今年で25回目を迎えます。本県には養成校が、四年制2校、短大3校、専門学校4校あり、人材確保には比較的恵まれた状態でした。また、試験にあたり各校と連絡協議会を開催することで、お互いの連携がとれる関係を築いています。しかし、近年の乳幼児数の減少、人口の大都市部への集中、若年世帯の所得減少と待機児童の増加、行政の保育所偏重の財政支出等に加えて、幼稚園教諭の在勤年数の長期化と園児減少による新採決定時期の遅延化もあり、新採の時期には保育所の臨採が先に決まり人材確保に問題が発生するようになりました。幼稚園の質的向上には、教諭の資質向上、特に若い人材の育成が不可欠です。幼保の垣根が低くなってきましたが、幼稚園を選択する保護者の減少もあると思います。社会的アピールや政治的折衝という側面では大都市部の一部の幼稚園を除き、地方では全日私幼連の動きに切歯扼腕する場面が過去にはありました。しかし、新システム問題の際、全日私幼連の香川会長をはじめ執行部の決死の努力のお陰で、我々の意思表示が通るようになったのは頼もしい限りであり、心より感謝申しあげる次第です。

（㈳熊本県私立幼稚園連合会副理事長、総務広報委員長、熊本市・高平幼稚園／中山義紹）

熊本県メモ
面積：7,404.79km²
県の鳥：ヒバリ
県の木：クスノキ
県の花：リンドウ
県の魚：クルマエビ

編集後記

党利党略、今年の夏はこの言葉にどれほど気をもんだか。その中、３党合意のもと社会保障・税一体改革関連法案が８月10日の参議院本会議で可決・成立し、これにより、子ども・子育て関連法案も成立しました◆この夏には自園のこれからについて考えられた園長・設置者の先生方とその後継者がたくさんおられたことと思います。各園の長い歴史を考えた時、新しい動きにどう対応するか、歴史を尊重しすぎ身動きがとれなくなるか、また、歴史を無視し流行のみを追うのか、各園がよく考えることが大切ではないでしょうか◆そして今年は４年に一度のオリンピックの年でした。日本は過去最高のメダルを獲得しました。これからテレビ観戦した子どもたちの中から未来のオリンピック選手がたくさん生まれることを期待しています◆新潟大学名誉教授・間藤侑先生の「私のこども学」が今号30回で最後になります。子どもについて、園長について、先生ご自身の体験に基づいたお話しにたくさんの学びがありました。長い間本当にありがとうございました。

（調査広報副委員長・田澤茂）

今後の会合予定

10月３日
第５回都道府県政策担当者会議
（東京・私学会館）

10月22日、23日
第28回設置者・園長全国研修大会
（千葉・シェラトン・グランデ・トーキョーベイ・ホテル）

12月５日
第27回ＰＴＡ全国大会
（東京・私学会館）

平成25年
１月24日、25日
全国研究研修担当者会議
（京都・京都ガーデンパレス）

ホームページをご活用ください

調査広報委員会では、正確な情報をいち早く会員園の皆様にお届けすることをめざして、「私幼時報」とともに「情報特急便」「情報のひろば」などホームページを活用して情報を随時発信・更新しております。まだ活用したことがない方はこの機会にぜひ一度ご覧ください。今後も引き続き、さまざまな情報提供を行なってまいります。

〔(財)全日私幼研究機構・調査広報委員会〕